

デリバティブ市場における新商品導入等に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

| | |
|--|----|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表 | 18 |
| 3. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表 | 21 |
| 4. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 | 28 |
| 5. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表 | 32 |
| 6. Agreement for Setting up Futures / Options Trading Accountの一部改正新旧対照表 | 34 |
| 7. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 | 37 |
| 8. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部 改正新旧対照表 | 40 |
| 9. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 44 |
| 10. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 | 57 |
| 11. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表 | 58 |
| 12. 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表 | 64 |
| 13. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正 新旧対照表 | 65 |

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(市場デリバティブ取引の種類)</p> <p>第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 金利先物取引</u></p> <p><u>法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち金銭債権の利率に基づいて算出した金融指標に係るものをいう。</u></p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 先物取引とは、<u>国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引又は商品先物取引をいう。</u></p> <p>(1)の2～(4) (略)</p> <p>(5) 売付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 金利先物取引</u></p> <p><u>現実数値(将来の一定の時期における現実の金融指標の数値をいう。次号aの2において同じ。)が約定数値(当事者があらかじめ金融指標として約定する数値をいう。次号aの2において同じ。)を下回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</u></p> <p>b～c (略)</p> <p>(6) 買付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 金利先物取引</u></p> <p><u>現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をいう。</u></p> <p>b～c (略)</p> <p>(7) 値段とは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従</p> | <p>(市場デリバティブ取引の種類)</p> <p>第3条 本所の市場における市場デリバティブ取引は、次の各号に定める取引とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 先物取引とは、<u>国債証券先物取引、指数先物取引又は商品先物取引をいう。</u></p> <p>(1)の2～(4) (略)</p> <p>(5) 売付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b～c (略)</p> <p>(6) 買付けとは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該aからcまでに定めるところによる。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b～c (略)</p> <p>(7) 値段とは、次のaからcまでに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従</p> |

い、当該 a から c までに定めるところによる。

a (略)

a の 2 金利先物取引

金利先物取引における金融指標の数値をいう。

b ~ c (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 取引日とは、次の a 及び b に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。

a 国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引

一の日（休業日（第19条第1項に規定する休業日及び同条第2項に規定する臨時休業日をいう。第19条第1項を除き、以下同じ。）を除く。以下同じ。）の午後3時25分から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第18条第1項、第19条第1項第4号及び第26条第3項を除き、以下同じ。）の午後3時15分までをいう。

b (略)

(12) ~ (14) (略)

(限月取引及びその数)

第4条の4 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) (略)

(2) 現金決済先物取引については、3月、6月、9月及び12月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第19条第1項第4号を除き、以下同じ。）に終了する取引日を取引最終日とする取引

3 ~ 6 (略)

第1節の2 金利先物取引の対象等

(取引の対象)

第4条の5 金利先物取引の対象は、TONA 3か月金利に係る金融指標（日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レート（以下「TONA」という。）に係る3か月間の日次累積複利を100から差し引いた金融指標をいう。）とする。

い、当該 a から c までに定めるところによる。

a (略)

(新設)

b ~ c (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 取引日とは、次の a 及び b に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該 a 及び b に定めるところによる。

a 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引

一の日（休業日（第19条第1項に規定する休業日及び同条第2項に規定する臨時休業日をいう。第19条第1項を除き以下同じ。）を除く。以下同じ。）の午後3時25分から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第18条第1項及び第26条第3項を除き、以下同じ。）の午後3時15分までをいう。

b (略)

(12) ~ (14) (略)

(限月取引及びその数)

第4条の4 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう。

(1) (略)

(2) 現金決済先物取引については、3月、6月、9月及び12月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日を取引最終日とする取引

3 ~ 6 (略)

(新設)

(新設)

(限月取引及びその数)

第4条の6 金利先物取引は、3月、6月、9月又は12月の第三水曜日から3か月後の第三水曜日の前日までを金利参照期間とし、金利参照期間が終了する日が属する月の第三水曜日の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引に区分する。

2 限月取引の数は、3月、6月、9月及び12月の限月取引の20限月取引制とし、各限月取引の期間は、5年とする。

3 各限月取引の最終決済期日は、第34条の12第1項の規定により最終清算数値を定める日の翌日とする。

4 新たな限月取引は、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から開始する。

5 前各項の規定にかかわらず、本所は、必要と認める場合には、限月取引の数及びその期間並びに取引最終日及び取引開始日を変更することができる。

第1節の3 (略)

(取引の対象)

第5条 指数先物取引(商品指数を対象とする指数先物取引(以下「商品指数先物取引」という。)を除く。)の対象は、次の各号に掲げる指数とする。

(1)～(14) (略)

(15) S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)(JPX総研が算出するTOPIX500をベースにESG要素を総合的に加味した指数であって、JPX総研及びS&P Dow Jones Indices LLCが算出するものをいう。以下同じ。)

(16) FTSE JPXネットゼロ・ジャパン500インデックス(JPX総研が算出するTOPIX500をベースにESG要素のうち環境要素を加味した指数であって、JPX総研及びFTSE Russellが算出するものをいう。以下「FTSE JPXネットゼロ500インデックス」という。)

(17) 日経平均気候変動1.5℃目標指数(日経平均をベースにESG要素のうち環境要素を加味した指数であって、日本経済新聞社が算出するものをいう。以下「日経気候変動指数」という。)

(新設)

第1節の2 (略)

(取引の対象)

第5条 指数先物取引(商品指数を対象とする指数先物取引(以下「商品指数先物取引」という。)を除く。)の対象は、次の各号に掲げる指数とする。

(1)～(14) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(取引の区分)

第6条 日経平均及び東証株価指数を対象とする指数先物取引は、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める取引に区分して行うものとする。

(1) 日経平均

第29条第2号a(a)に定める額を1単位とする取引をL a r g e取引、同a(b)に定める額を1単位とする取引をM i n i取引、同a(c)に定める額を1単位とする取引をM i c r o取引とする。

(2) (略)

(限月取引及びその数)

第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数(指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

(1)～(8) (略)

(9) S & P / J P X 5 0 0 E S G
スコア・ティルト指数(傾斜0.5)、
FTSE J P X ネットゼロ500イン
デックス及び日経気候変動指数
毎月の第二金曜日の前日に終了する取
引日

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均

a・b (略)

c M i c r o取引

特定限月取引の2限月取引及び当該
特定限月取引以外の直近の2限月取引
の4限月取引制とし、各限月取引の期
間は、特定限月取引については6か
月、特定限月取引以外の各限月取引に
ついては3か月とする。

(2)・(3) (略)

(4) TOPIX Core30、東証
銀行業株価指数、東証REIT指数、S
& P / J P X 5 0 0 E S Gスコア・
ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE
J P X ネットゼロ500インデックス及
び日経気候変動指数

特定限月取引の3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。

(5)～(11) (略)

2 (略)

(L a r g e取引及びM i n i取引)

第6条 日経平均及び東証株価指数を対象とする指数先物取引は、次の各号に定めるところにより、L a r g e取引及びM i n i
取引に区分して行うものとする。

(1) 日経平均

第29条第2号a(a)に定める額を1単位とする取引をL a r g e取引、同a(b)に定める額を1単位とする取引をM i n i取引とする。

(2) (略)

(限月取引及びその数)

第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数(指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。

(1)～(8) (略)

(新設)

2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均

a・b (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

(4) TOPIX Core30、東証
銀行業株価指数及び東証REIT指数

特定限月取引の3限月取引制とし、各限月取引の期間は9か月とする。

(5)～(11) (略)

3～6 (略)

第1節の4 (略)

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう

(1) 貴金属市場

a (略)

b 限月現金決済先物取引については、毎偶数月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引

(2) (略)

(3) 農産物市場

a・b (略)

c とうもろこしについては、当該限月取引の属する月の前月の15日(休業日に当たる場合は順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とし、当該限月取引の属する月の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前日を受渡決済期日とする取引

3 (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) 現物先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日の本所が定める時刻から開始する。

(2) (略)

5 (略)

(取引の対象)

第14条 (略)

2 (略)

3 取引換算額は、次の各号に掲げる指数オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

3～6 (略)

第1節の3 (略)

(限月取引及びその数)

第7条の5 (略)

2 前項の限月取引とは、次の各号に掲げる取引をいう

(1) 貴金属市場

a (略)

b 限月現金決済先物取引については、毎偶数月の現物先物取引の取引最終日が終了する日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とする取引

(2) (略)

(3) 農産物市場

a・b (略)

c とうもろこしについては、当該限月取引の属する月の前月の15日(休業日に当たる場合は順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とし、当該限月取引の属する月の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前日(休業日を除外する。)を受渡決済期日とする取引

3 (略)

4 新たな限月取引の取引開始は次の各号に定めるところによる。

(1) 現物先物取引については、直近の限月取引の取引最終日の終了する日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の本所が定める時刻から開始する。

(2) (略)

5 (略)

(取引の対象)

第14条 (略)

2 (略)

3 取引換算額は、日経平均オプション(日経平均に係る指数オプションをいう。以下同じ。)、JPX日経インデックス400オプション(JPX日経インデックス400に係る指数オプションをいう。以下同じ。)及び東証REIT指数オプション(東証REIT指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)に係るものにあつては1,000円、東証株価指数オプション(東証株価指数に係る指数オプションをいう。以下同じ。)及び東証銀行業株価指数

(1) 日経平均に係る指数オプション
1,000円又は100円とする。

(2) J P X日経インデックス400オ
プション (J P X日経インデックス40
0に係る指数オプションをいう。以下同
じ。) 及び東証REIT指数オプション
(東証REIT指数に係る指数オプショ
ンをいう。以下同じ。)
1,000円とする。

(3) 東証株価指数オプション (東証株
価指数に係る指数オプションをいう。以
下同じ。) 及び東証銀行業株価指数オプ
ション (東証銀行業株価指数に係る指数
オプションをいう。以下同じ。)
1万円とする。

4 指数オプション取引において、銘柄（第40条第2項において対象指数の各構成銘柄を指して使用する場合を除く。）とは、対象指数、権利行使日、権利行使価格、取引換算額及びオプション清算数値（第40条に規定するオプション清算数値をいう。）の算出方法の種別を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションをいうものとする。

（限月取引及びその数）

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) 日経平均Largeオプション
(日経平均に係る指数オプションのうち、前条第3項で定める取引換算額が
1,000円のものを用いる。以下同
じ。)

a (略)
(削る)

b (略)

(1) の2 日経平均Miniオプション
(日経平均に係る指数オプションのうち、前条第3項で定める取引換算額が
100円のものを用いる。以下同じ。)

a 通常限月取引

オプション (東証銀行業株価指数に係る指
数オプションをいう。以下同じ。)
ものにあつては1万円とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 指数オプション取引において、銘柄（第40条第2項において対象指数の各構成銘柄を指して使用する場合を除く。）とは、対象指数、権利行使日、権利行使価格及びオプション清算数値（第40条に規定するオプション清算数値をいう。）の算出方法の種別を同一とする指数プットオプション及び指数コールオプションをいうものとする。

（限月取引及びその数）

第15条 指数オプション取引は、次の各号に掲げる取引対象指数オプション（指数オプション取引の対象の指数オプションをいう。以下同じ。）の区分に従い、当該各号に定める限月取引により行うものとする。

(1) 日経平均オプション

a (略)

b 週次設定限月取引 (毎週の金曜日
(毎月の第二金曜日を除き、休業日に
当たるときは、順次繰り上げる。) の
前日に終了する取引日を取引最終日と
する限月取引をいう。以下同じ。)

c (略)

(新設)

b 週次設定限月取引（毎週の金曜日（毎月の第二金曜日を除き、休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日に終了する取引日を取引最終日とする限月取引をいう。以下同じ。）

(2)・(3) (略)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均Largeオプション

a 通常限月取引

特定限月取引の19限月取引（通常限月取引に限る。）及び当該特定限月取引以外の直近の8限月取引（通常限月取引に限る。）の27限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については8年（3月及び9月の各限月取引については1年6か月）とし、特定限月取引以外の各限月取引については1年とする。

(削る)

b (略)

(1) の2 日経平均Miniオプション

a 通常限月取引

直近の3限月取引とし、各限月取引の期間は、3か月とする。

b 週次設定限月取引

直近の4週次設定限月取引とし、各週次設定限月取引の期間は、5週間又は6週間とする。

(2)・(3) (略)

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

前項第1号a、第1号の2a及び第2号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

(2) 週次設定限月取引

前項第1号の2bに規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

(2)・(3) (略)

2 前項に規定する限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

a 通常限月取引

特定限月取引の19限月取引（通常限月取引に限る。）及び当該特定限月取引以外の直近の6限月取引（通常限月取引に限る。）の25限月取引制とし、各限月取引の期間は、特定限月取引については8年（3月及び9月の各限月取引については1年6か月）とし、特定限月取引以外の各限月取引については9か月とする。

b 週次設定限月取引

直近の4週次設定限月取引とし、各週次設定限月取引の期間は、5週間又は6週間とする。

c (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

3 新たな限月取引の取引開始日は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 通常限月取引

前項第1号a及び第2号に規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

(2) 週次設定限月取引

前項第1号bに規定する各限月取引のうち、最初に取引最終日が到来する限月取引の取引最終日の終了する日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

- (3) (略)
4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

- 2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。

- (1) 日経平均Largeオプション
a (略)
(削る)

- b (略)

(1)の2 日経平均Miniオプション
指数オプション取引における日経平均の
数値につき、125円刻みで設定する
125円の整数倍の数値とし、本所が定
めるところにより49種類設定する。

- (2)～(5) (略)

- 3 前項のほか、本所が必要と認める場合に
は、本所が定めるところにより権利行使価
格を設定することができる。

- 4 前2項の規定にかかわらず、本所が必要
と認める場合には、設定する権利行使価
格及びその数を変更することができる。

- 5 前3項のほか、次の各号に掲げる取引対
象指数オプションの区分に従い、全部又は
一部の限月取引について、当該各号に定め
る数値の新たな権利行使価格を本所が定め
るところにより追加で設定することができる。

- (1) 日経平均Largeオプション
a 当該通常限月取引の残存期間が3か
月となる月の第二金曜日が到来してい
ない通常限月取引
250円刻みで設定する250円の
整数倍の数値

- (3) (略)
4 (略)

(権利行使価格及びその数)

第16条 (略)

- 2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該限月取引の取引開始日の本所が定める時刻に当該各号に定めるところにより設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

- (1) 日経平均オプション
a (略)

- b 週次設定限月取引

指数オプション取引における日経平均
の数値につき、125円刻みで設定
する125円の整数倍の数値とし、本
所が定めるところにより49種類設定
する。

- c (略)

(新設)

- (2)～(5) (略)

(新設)

(新設)

- 3 前項のほか、次の各号に掲げる取引対
象指数オプションの区分に従い、全部又は一
部の限月取引について、当該各号に定め
る数値の新たな権利行使価格を本所が定め
るところにより設定することができる。

- (1) 日経平均オプション

- a 通常限月取引

(a) 当該通常限月取引の残存期間
が3か月となる月の第二金曜日が到
来していない通常限月取引
250円刻みで設定する250円
の整数倍の数値

- (b) 前(a)に掲げる通常限月取
引以外の通常限月取引

125円刻みで設定する125円
の整数倍の数値

b 前 a に掲げる通常限月取引以外の通常限月取引

125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(1) の2 日経平均Miniオプション

125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(2) ・ (3) (略)

6 第2項から前項までの規定のほか、各指数オプション取引におけるフレックス限月取引については、本所が定めるところにより、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

(限月取引及びその数)

第16条の3 金先物オプションを対象とする商品先物オプション取引は、取引対象とする金の現物先物取引の価格に係る各限月取引の取引最終日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日を取引最終日とする限月取引に区分する。

2 新たな限月取引の取引開始日は取引対象とする金の現物先物取引の価格に係る各限月取引開始日の翌日とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、フレックス限月取引については競争売買市場における立会による市場デリバティブ取引は行わないものとする。

(1) (略)

(1) の2 金利先物取引

午前立会、午後立会及び夜間立会に分ち、各立会の取引時間は、次の a から c までに掲げる立会の区分に従い、当該 a から c までに定めるところによる。

a 午前立会

(a) オープニング・オークション

b 週次設定限月取引

125円刻みで設定する125円の整数倍の数値

(新設)

(2) ・ (3) (略)

4 前2項のほか、各指数オプション取引におけるフレックス限月取引については、本所が定めるところにより、全部又は一部の限月取引について、新たな権利行使価格を設定することができる。

(限月取引及びその数)

第16条の3 金先物オプションを対象とする商品先物オプション取引は、取引対象とする金の現物先物取引の価格に係る各限月取引の取引最終日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を取引最終日とする限月取引に区分する。

2 新たな限月取引の取引開始日は取引対象とする金の現物先物取引の価格に係る各限月取引開始日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とし、その日の本所が定める時刻から新たな限月取引を開始する。

3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)

第18条 競争売買市場（本所の市場のうち立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）における市場デリバティブ取引（以下この章から第5章までにおいて単に「市場デリバティブ取引」という。）の立会の区分及び各立会の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、フレックス限月取引については競争売買市場における立会による市場デリバティブ取引は行わないものとする。

(1) (略)

(新設)

午前8時45分とする。

(b) レギュラー・セッション

午前8時45分から11時までとする。

(c) クロージング・オークション

午前11時2分とする。

b 午後立会

(a) オープニング・オークション

午後0時30分とする。

(b) レギュラー・セッション

午後0時30分から3時までとする。

(c) クロージング・オークション

午後3時2分とする。

c 夜間立会

(a) オープニング・オークション

午後3時30分とする。

(b) レギュラー・セッション

午後3時30分から翌日の午前5時55分までとする。

(c) クロージング・オークション

翌日の午前6時とする。

(2) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均Largeオプション

1,000円を1円として行う。

(1) の2 日経平均Miniオプション

100円を1円として行う。

(2)・(3) (略)

3 (略)

(個別競争取引)

第24条 (略)

2 レギュラー・セッションにおける個別競争取引は、第4項に規定する場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段(約定数値(第4条第5号aの(b)、同号aの2、同号b又はbの2の(b)に規定する約定数値をいう。)を含む。以下この章及び第55条において同じ。))とし、前条第2項に定

(2) ~ (3) (略)

2・3 (略)

(売買システムによる取引等)

第22条 (略)

2 指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象指数オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション

1,000円を1円として行う。

(新設)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(個別競争取引)

第24条 (略)

2 レギュラー・セッションにおける個別競争取引は、第4項に規定する場合を除き、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も低い値段の売呼値と最も高い値段の買呼値とが合致するとき、その値段を約定値段(約定数値(第4条第5号aの(b)、同号b又はbの2の(b)に規定する約定数値をいう。)を含む。以下この章及び第55条において同じ。))とし、前条第2項に定める呼値の順

める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

3～7 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

a 午前立会

(a) オープニング・オークション
午前8時から8時45分までの間

(b) レギュラー・セッション
午前8時45分から11時までの間

(c) クロージング・オークション
午前11時から11時2分までの間

b 午後立会

(a) オープニング・オークション
午後0時5分から0時30分までの間

(b) レギュラー・セッション
午後0時30分から3時までの間

(c) クロージング・オークション
午後3時から3時2分までの間

c 夜間立会

(a) オープニング・オークション
午後3時25分から3時30分までの間

(b) レギュラー・セッション
午後3時30分から翌日の午前5時55分までの間

(c) クロージング・オークション
翌日の午前5時55分から6時までの間

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

位に従って、対当する呼値の間に取引を成立させることにより行う。

3～7 (略)

(呼値)

第26条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める間、呼値を行うことができる。ただし、ストラテジー取引の呼値は、オープニング・オークション及びレギュラー・セッションにおいてのみ行うことができる。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

4～8 (略)

9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(新設)

0.0025ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.0001ポイントとする。

(2) 指数先物取引

a 日経平均

(a) (略)

(b) Mini取引及びMicro取引

5円とする。ただし、ストラテジー取引については、1円とする。

b・c (略)

d RNP指数、TOPIX Core 30、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)及びFTSE JPYネットゼロ500インデックス

0.5ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1ポイントとする。

e～f (略)

g 日経平均VI及びCME原油等指数

0.05ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.01ポイントとする。

h (略)

i 日経気候変動指数

10円とする。ただし、ストラテジー取引については、1円とする。

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

a 日経平均Largeオプション及び日経平均Miniオプション

呼値が100円以下の場合は1円、100円を超える場合は5円とする。

b・c (略)

(6) (略)

10～13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

25万円に取引対象金融指標(金利先物取引の対象の金融指標をいう。以下同じ。)の数値を乗じて得た額を1単位として行う。

(2) 指数先物取引

(2) 指数先物取引

a 日経平均

(a) (略)

(b) Mini取引

5円とする。ただし、ストラテジー取引については、1円とする。

b・c (略)

d RNP指数、TOPIX Core 30及び東証REIT指数

0.5ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.1ポイントとする。

e～f (略)

g 日経平均VI

0.05ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.01ポイントとする。

h (略)

i CME原油等指数

0.05ポイントとする。ただし、ストラテジー取引については、0.01ポイントとする。

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

a 日経平均オプション

呼値が100円以下の場合は1円、100円を超える場合は5円とする。

b・c (略)

(6) (略)

10～13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(新設)

(2) 指数先物取引

次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を 1 単位として行う。

a 日経平均

(a) ・ (b) (略)

(c) M i c r o取引

1 0 円

b ・ c (略)

d R N P 指数、東証銀行業株価指数、

日経平均 V I、S & P / J P X 5 0

0 E S G スコア・ティルト指数 (傾

斜 0. 5) 及び F T S E J P X ネット

ゼロ 5 0 0 インデックス

1 万円

e 東証マザーズ指数、T O P I X C

o r e 3 0、東証 R E I T 指数、日経

平均・配当指数、日経平均トータルリ

ターン・インデックス及び日経気候変動

指数

1, 0 0 0 円

f ・ g (略)

(2) の 2 ~ (6) (略)

(取引の一時中断)

第 3 3 条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引（国債証券先物取引のうち現金決済先物取引、指数先物取引のうち M i n i 取引、M i c r o取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち現金決済先物取引を除く。）の中心限月取引（対象銘柄（取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。）、取引対象金融指標又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。）において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄、取引対象金融指標又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1) ・ (2) (略)

次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を 1 単位として行う。

a 日経平均

(a) ・ (b) (略)

(新設)

b ・ c (略)

d R N P 指数、東証銀行業株価指数及

び日経平均 V I

1 万円

e 東証マザーズ指数、T O P I X C

o r e 3 0、東証 R E I T 指数、日経

平均・配当指数及び日経平均トータル

リターン・インデックス

1, 0 0 0 円

f ・ g (略)

(2) の 2 ~ (6) (略)

(取引の一時中断)

第 3 3 条 本所は、レギュラー・セッションにおける先物取引（国債証券先物取引のうち現金決済先物取引、指数先物取引のうち M i n i 取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち現金決済先物取引を除く。）の中心限月取引（対象銘柄（取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。）又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。）において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1) ・ (2) (略)

2 本所は、前項の規定により取引を一時中断する場合には、対象銘柄、取引対象金融指標又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について、次の各号に定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。

3～7 (略)

第1節の2 金利先物取引の最終決済

(最終決済)

第34条の11 取引参加者は、金利先物取引の各限月取引について取引最終日の翌日までの間に決済が行われなかった建玉については、当該限月取引の最終決済期日に次条に規定する最終清算数値による決済を行うものとする。

(最終清算数値)

第34条の12 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、日本銀行が公表するTONAの確報値に基づき算出した金融指標として本所が定める数値とする。

2 本所は、第1項の規定にかかわらず、最終決済期日前に最終清算数値に誤りがあると認められた場合には、再算出された数値を最終清算数値とすることができる。

3 取引参加者は、TONAの算出若しくは配信の不能、遅滞若しくは誤り又は清算数値若しくは最終清算数値の変更により損害を被った場合においても、本所及び日本銀行に対してその損害の賠償を請求することができない。

第1節の3 (略)

(最終決済)

第35条 取引参加者は、指数先物取引の各限月取引について取引最終日の終了する日の翌日(フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、取引最終日の終了する日)までの間に決済が行われなかった建玉については、当該限月取引の最終決済期日に次条に規定する最終清算数値による決済を行うものとする。

(最終清算数値)

2 本所は、前項の規定により取引を一時中断する場合には、対象銘柄又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について、次の各号に定めるところにより呼値の制限値幅を拡大する。

3～7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第1節の2 (略)

(最終決済)

第35条 取引参加者は、指数先物取引の各限月取引について取引最終日の翌日までの間に決済が行われなかった建玉については、当該限月取引の最終決済期日に次条に規定する最終清算数値による決済を行うものとする。

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

(2)～(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2)～(7) (略)

3・4 (略)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

(2)～(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2)～(7) (略)

3・4 (略)

第1節の4 (略)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の方法等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、本所の市場における次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該各号に定める責任者(本所の市場における当該各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。)1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。ただし、国債先物等取引参加者については第2号及び第3号に定める責任者、商品先物等取引参加者については第1号及び第2号に定める責任者の選任及び本所への届出を要しない。

(1) 国債証券先物取引、国債証券先物オプション取引及び金利先物取引
国債証券先物取引等責任者

(2)・(3) (略)

5 前項の規定にかかわらず、取引参加者規程第25条第10項の承認を得た先物取引等取引参加者は、前項第1号に規定する責任者の選任及び本所への届出を要しない。

6 (略)

(取引に関する通知書の送付)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引(第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。)に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

(1) 次のaからeの2までの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a (略)

aの2 金利先物取引

(a) 取引対象金融指標

(b) 限月取引

b 指数先物取引

(a) (略)

(b) 日経平均を対象とする指数先物取引については、Large取引、Mini取引又はMicro取引の別

第1節の3 (略)

(本所の市場における市場デリバティブ取引の方法等)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 取引参加者は、本所の市場における次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務を担当する役員又はその責任者の地位にある従業員のうちから、当該各号に定める責任者(本所の市場における当該各号に掲げる市場デリバティブ取引の業務の統轄及びこれに関連する事項の処理に当たる者をいう。以下この条において同じ。)1人を選任し、あらかじめ本所に届け出なければならない。ただし、国債先物等取引参加者については第2号及び第3号に定める責任者、商品先物等取引参加者については第1号及び第2号に定める責任者の選任及び本所への届出を要しない。

(1) 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引
国債証券先物取引等責任者

(2)・(3) (略)

5 前項の規定にかかわらず、取引参加者規程第25条第9項の承認を得た先物取引等取引参加者は、前項第1号に規定する責任者の選任及び本所への届出を要しない。

6 (略)

(取引に関する通知書の送付)

第55条 取引参加者は、市場デリバティブ取引(第34条に規定する過誤訂正等のための取引を含む。)に係る未決済勘定がある顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を毎月送付するものとする。

(1) 次のaからeの2までの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a (略)

(新設)

b 指数先物取引

(a) (略)

(b) 日経平均及び東証株価指数を対象とする指数先物取引については、Large取引又はMini取引の別

(c) 東証株価指数を対象とする指数先物取引については、Large取引又はMini取引の別

(d) (略)

(e) (略)

c～dの2 (略)

e 指数オプション取引

(a)・(b) (略)

(c) 日経平均に係る指数オプションについては、日経平均Largeオプション又は日経平均Miniオプションの別

(d) (略)

(e) (略)

(f) (略)

eの2 (略)

(2)～(5) (略)

(6) 次のaからdまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a 国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引及び商品先物取引

当該限月取引の取引最終日の終了する日

b～d (略)

2 前項に規定する通知書の送付について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合(金利先物取引に係る未決済勘定については、顧客が金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は登録金融機関である場合とする。)又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書の交付を要しない場合は、これを要しない。

3～6 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

(新設)

(c) (略)

(d) (略)

c～dの2 (略)

e 指数オプション取引

(a)・(b) (略)

(新設)

(c) (略)

(d) (略)

(e) (略)

eの2 (略)

(2)～(5) (略)

(6) 次のaからdまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a 国債証券先物取引、指数先物取引及び商品先物取引

当該限月取引の取引最終日の終了する日

b～d (略)

2 前項に規定する通知書の送付について、顧客が日本証券業協会に所属する金融商品取引業者である場合又は法第45条若しくは金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第111条第1号の規定により、顧客に取引残高報告書の交付を要しない場合は、これを要しない。

3～6 (略)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 先物取引等取引参加者は、本所の市場において、次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「先物取引等取引資格」という。）を有する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 金利先物取引（法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち金銭債権の利率に基づいて算出した金融指標に係るものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 国債先物等取引参加者とは、本所の市場における前項第1号、<u>第1号の2</u>及び第4号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「国債先物等取引資格」という。）を有する者をいう。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第14条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割による事業（国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引、<u>金利先物取引</u>及び国債証券先物オプション取引に係る業務、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。以下この項、第15条及び第32条第3項において同じ。）の一部の他の法人への承継（第15条第9号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めると</p> | <p>(取引参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 先物取引等取引参加者は、本所の市場において、次の各号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「先物取引等取引資格」という。）を有する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 国債先物等取引参加者とは、本所の市場における前項第1号及び第4号に掲げる取引（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）を行うための取引資格（以下「国債先物等取引資格」という。）を有する者をいう。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第14条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割による事業（国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあっては国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあっては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。以下この項、第15条及び第32条第3項において同じ。）の一部の他の法人への承継（第15条第9号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めると</p> |

ころにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあつては法第28条第1項第1号及び第1号の2に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務をいい、取引所取引許可業者にあつては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあつては国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあつては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。）の廃止

(2)～(17) (略)

(18) 本所の市場における金利先物取引を行おうとする先物取引等取引参加者及び国債先物等取引参加者においては、金利先物取引の開始及び中止

(リモート取引参加者の義務等)

第21条の5 (略)

2 リモート取引参加者は、当該リモート取引参加者が行う取引所取引業務に照らして、遵守する必要があると本所が認める日本証券業協会及び金融先物取引業協会の規則、理事会決議及びガイドライン等を遵守しなければならない。

(過誤のある注文の公表)

第22条の2 過誤のある注文が発注された場合であつて、本所が業務規程第52条の規定に基づき公表を行なったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄（国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引及び商品先物取引については、限月取引又は限日取引）その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

(清算受託契約の締結)

第25条 (略)

2 国債先物等非清算参加者は、本所の市場における国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、国債先物等他社清算参加者（国債先

ころにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。

(1) 業務（金融商品取引業者にあつては法第28条第1項第1号及び第1号の2に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務をいい、取引所取引許可業者にあつては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者（登録金融機関に限る。）にあつては国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者（登録金融機関に限る。）及び商品市場取引参加者（金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。）にあつては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。）の廃止

(2)～(17) (略)

(新設)

(リモート取引参加者の義務等)

第21条の5 (略)

2 リモート取引参加者は、当該リモート取引参加者が行う取引所取引業務に照らして、遵守する必要があると本所が認める日本証券業協会の規則、理事会決議及びガイドラインを遵守しなければならない。

(過誤のある注文の公表)

第22条の2 過誤のある注文が発注された場合であつて、本所が業務規程第52条の規定に基づき公表を行なったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄（国債証券先物取引、指数先物取引及び商品先物取引については、限月取引又は限日取引）その他の本所が定める事項を公表しなければならない。

(清算受託契約の締結)

第25条 (略)

2 国債先物等非清算参加者は、本所の市場における国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託に関し、国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格に係

物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

3～9 (略)

10 前項の規定は、国債先物等非清算参加者である先物取引等取引参加者について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第2項」と、「有価証券の売買」とあるのは「国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引」と、「有価証券オプション取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)」及び「有価証券オプション取引」とあるのは「これらの取引」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

る他社清算資格を有する者をいう。以下同じ。)との間でクリアリング機構の業務方法書に規定する清算受託契約を締結しなければならない。

3～9 (略)

10 前項の規定は、国債先物等非清算参加者である先物取引等取引参加者について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第2項」と、「有価証券の売買」とあるのは「国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引」と、「有価証券オプション取引(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)」及び「有価証券オプション取引」とあるのは「これらの取引」と読み替えるものとする。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2</u> この規程において使用する金利先物取引(法第2条第21項第2号に掲げる取引のうち金銭債権の利率に基づいて算出した金融指標に係るものをいう。以下同じ。)に係る用語の意義は、この規程に別に定める場合を除き、業務規程及びJ-NE T市場特例において定めるところによるものとする。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 本所の市場において成立した国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより国債先物等清算参加者(国債先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。以下同じ。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(クローズアウト数量等申告)</p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、国債証券先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量(一の銘柄において有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉(以下「清算取次買建玉」という。))と有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉(以下「清算取次売建玉」という。))を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済(転売又は買戻しによる場合を除く。)する場合における当該決済数量をいう。以下同</p> | <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p>(清算参加者の決済)</p> <p>第4条 本所の市場において成立した国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引の決済は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところにより国債先物等清算参加者(国債先物等清算資格(クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。以下同じ。))を有する者をいう。以下同じ。)とクリアリング機構との間で行う。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(クローズアウト数量等申告)</p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、国債証券先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量(一の銘柄において有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉(以下「清算取次買建玉」という。))と有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉(以下「清算取次売建玉」という。))を同時に有し、かつ、その一部又は全部を決済(転売又は買戻しによる場合を除く。)する場合における当該決済数量をいう。以下同</p> |

じ。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定国債先物等清算参加者(当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者(国債先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める時限までの当該指定国債先物等清算参加者が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定国債先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

第1節の2 金利先物取引に係る決済

(クローズアウト数量等申告)

第4条の12の5 国債先物等非清算参加者は、金利先物取引の各限月取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定国債先物等清算参加者が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める時限までの当該指定国債先物等清算参加者が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定国債先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該国債先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 国債先物等非清算参加者が前項に定める申告を行った場合には、本所は、クリアリング機構から当該申告に係るクローズアウト数量並びに転売及び買戻しの数量の通知を受けるものとする。

じ。)並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定国債先物等清算参加者(当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者(国債先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。)が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める時限までの当該指定国債先物等清算参加者が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定国債先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

(新設)

(新設)

(清算数値)

第4条の12の6 金利先物取引の清算数値は、クリアリング機構が金利先物取引の清算数値として定める数値とする。

(新設)

(約定数値と清算数値との差に相当する金銭の授受)

第4条の12の7 国債先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく金利先物取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)について、約定数値と当該取引契約締結を行った取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に交付しなければならない。

(新設)

(清算数値間の差に相当する金銭の授受)

第4条の12の8 国債先物等非清算参加者は、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく金利先物取引について、当該取引日の清算数値と前取引日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、当該差に相当する金銭を、クリアリング機構が定める決済時限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、当該指定国債先物等清算参加者に交付しなければならない。

(新設)

(最終決済に伴う金銭の授受)

第4条の12の9 国債先物等非清算参加者は、最終決済において、最終清算数値と取引最終日の清算数値とを比較して差を生じたときは、その差に相当する金銭を最終決済期日において、指定国債先物等清算参加者との間で授受するものとする。この場合において、金銭を支払う国債先物等非清算参加者は、クリアリング機構が定める決済時限までの指定国債先物等清算参加者が指定する日時までに、

(新設)

当該指定国債先物等清算参加者に交付し
なければならない。

(リモート取引参加者に係る金銭の授受
に関する特則)

第4条の12の10 リモート取引参加者
は、顧客(当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。)及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る前3条に規定する金銭の授受及び金銭の交付(以下この条及び次条において「金銭の授受等」という。)を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を前3条の規定に基づく金銭の授受等とみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る金銭の授受等の状況の把握)

第4条の12の11 前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定清算参加者との間の金銭の授受等の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

第1節の3 (略)

第1節の4 (略)

(クローズアウト数量等申告)

第5条 指数先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第3項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、指数先物取引(商品指数先物取引を除く。以下この節において同じ。)の各限月取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定指数先物等清算参加者(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者

(新設)

(新設)

第1節の2 (略)

第1節の3 (略)

(クローズアウト数量等申告)

第5条 指数先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第3項に規定する指数先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、指数先物取引(商品指数先物取引を除く。以下この節において同じ。)の各限月取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、クリアリング機構の業務方法書に定める指定指数先物等清算参加者(当該指数先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した指数先物等他社清算参加者

(指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。以下同じ。)が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める時限までの当該指定指数先物等清算参加者が定める時限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定指数先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則)

第9条の2 リモート取引参加者は、顧客(当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。)及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る前3条に規定する金銭の授受及び金銭の交付(以下この条及び次条において「金銭の授受等」という。)を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を前3条の規定に基づく金銭の授受等とみなす。

第1節の5 (略)

(クローズアウト数量等申告)

第9条の4 商品先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第9項に規定する商品先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、商品指数先物取引等(商品指数先物取引及び商品先物取引をいう。以下この節において同じ。)の各限月取引及び各限日取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、貴金属市場についてはクリアリング機構の業務方法書に定める指

(指数先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。)をいう。)が管理する区分口座ごとにクリアリング機構が定める時限までの当該指定指数先物等清算参加者が定める時限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定指数先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則)

第9条の2 リモート取引参加者は、顧客(当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。)及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第7条から第9条までに規定する金銭の授受及び金銭の交付(以下この条及び次条において「金銭の授受等」という。)を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を第7条から第9条までの規定に基づく金銭の授受等とみなす。

第1節の4 (略)

(クローズアウト数量等申告)

第9条の4 商品先物等非清算参加者(取引参加者規程第24条第9項に規定する商品先物等非清算参加者をいう。以下同じ。)は、商品指数先物取引等(商品指数先物取引及び商品先物取引をいう。以下この節において同じ。)の各限月取引及び各限日取引について、クローズアウト数量並びに清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合における当該清算取次買建玉又は当該清算取次売建玉に係る転売及び買戻しの数量を、貴金属市場についてはクリアリング機構の業務方法書に定める指

定貴金属先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した貴金属先物等他社清算参加者（貴金属先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、ゴム市場については指定ゴム先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したゴム先物等他社清算参加者（ゴム先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、農産物市場については指定農産物先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した農産物先物等他社清算参加者（農産物先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）、原油等市場については指定原油先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した原油先物等他社清算参加者（原油先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が管理する区分口座ごとに、クリアリング機構が定める時限までの当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者又は当該指定農産物先物等清算参加者が定める日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者又は当該指定原油先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

定貴金属先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した貴金属先物等他社清算参加者（貴金属先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。）、ゴム市場については指定ゴム先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定したゴム先物等他社清算参加者（ゴム先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。）、農産物市場については指定農産物先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した農産物先物等他社清算参加者（農産物先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。）、原油等市場については指定原油先物等清算参加者（当該商品先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した原油先物等他社清算参加者（原油先物等清算資格に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。）が管理する区分口座ごとに、クリアリング機構が定める時限までの当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者又は当該指定農産物先物等清算参加者が定める日時までに、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者又は当該指定原油先物等清算参加者に申告を行うものとする。ただし、当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者が当該申告を行うべき内容を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより当該指定貴金属先物等清算参加者、当該指定ゴム先物等清算参加者、当該指定農産物先物等清算参加者若しくは当該指定原油先物等清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等)

第31条 国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

第31条 国債証券先物取引、指数先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、指数オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引（以下「先物・オプション取引」という。）に係る取引証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する事項は、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則をもって定める。

2 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第9条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従い市場デリバティブ取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第2号に掲げる事項の指示があったものとみなす。</p> <p>(1) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 金利先物取引</u></p> <p><u>(a) 取引対象金融指標</u></p> <p><u>(b) 限月取引</u></p> <p>b 指数先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 日経平均を対象とする指数先物取引については、<u>L a r g e</u>取引、<u>M i n i</u>取引又は<u>M i c r o</u>取引の別</p> <p><u>(c) 東証株価指数を対象とする指数先物取引については、L a r g e</u>取引又は<u>M i n i</u>取引の別</p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p>bの2～d (略)</p> <p>e 指数オプション取引</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) 日経平均に係る指数オプションについては、日経平均L a r g e</u>オプション又は日経平均<u>M i n i</u>オプションの別</p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p><u>(e) (略)</u></p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>第1節の2 金利先物取引に係る顧客の決済</u></p> <p><u>(金利先物取引に係る決済のために授受する金銭)</u></p> <p><u>第14条の12の4 顧客と取引参加者との間で金利先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより</u></p> | <p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第9条 顧客は、市場デリバティブ取引を委託する場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従い市場デリバティブ取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第2号に掲げる事項の指示があったものとみなす。</p> <p>(1) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b 指数先物取引</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 日経平均及び東証株価指数を対象とする指数先物取引については、<u>L a r g e</u>取引又は<u>M i n i</u>取引の別</p> <p>(新設)</p> <p><u>(c) (略)</u></p> <p>bの2～d (略)</p> <p>e 指数オプション取引</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(c) (略)</u></p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p>f (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに相当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、取引所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

2 顧客が金利先物取引の決済を行う場合において、損失が生じているときは、当該顧客は当該損失に相当する金銭を、転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該決済に係る転売又は買戻しが成立した取引日の終了する日の翌日（当該顧客が非居住者である場合は、当該成立した取引日の終了する日から起算して3日目の日）までの取引参加者が指定する日時までに、最終決済により決済される場合には当該限月取引の最終決済期日（当該顧客が非居住者である場合は、当該最終決済期日の翌日）までの取引参加者が指定する日時までに、取引参加者に差し入れるものとする。

（証拠金の決済のために授受する金銭への充当）

第14条の12の5 取引参加者は、顧客が前条第2項の規定により当該取引参加者に差し入れるべき金銭については、当該顧客が当該差入れをすべき日において証拠金として差し入れ若しくは預託している金銭又は当該顧客に係る証拠金規則に定める計算上の利益額に相当する額の金銭をもって充てることができる。

（リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則）

第14条の12の6 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、取引参加者に代えて指定清算参加

（新設）

（新設）

者との間で、前2条の規定に準じて、金利先物取引の決済を行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務)

第14条の12の7 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で金利先物取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に金利先物取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第1節の3 (略)

第1節の4 (略)

(指数先物取引に係る決済のために授受する金銭)

第15条 顧客と取引参加者との間で指数先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに該当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭(業務規程第5条第1号に掲げる指数を対象とする取引(同第6条第1号に規定するM i c r o取引に限る。))において、円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。ただし、取引参加者と顧客との間で取決めがあるときは、この限りでない。)とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、取引所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

2 (略)

第1節の5 (略)

(新設)

第1節の2 (略)

第1節の3 (略)

(指数先物取引に係る決済のために授受する金銭)

第15条 顧客と取引参加者との間で指数先物取引の決済のために授受する金銭は、当該顧客が転売又は買戻しにより決済を行う場合には当該顧客の当該転売又は買戻しに該当する当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と当該転売又は買戻しに係る約定数値の差に相当する金銭とし、当該顧客の委託に基づく未決済約定が最終決済により決済される場合には当該顧客の委託に基づく未決済約定に係る約定数値と最終清算数値との差に相当する金銭とする。この場合における約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、取引所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

2 (略)

第1節の4 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものを除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第4項並びに第5項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p> <p>（最終清算指数等の変更等） 第10条 <u>金利先物取引</u>における最終決済期日前に<u>最終清算数値</u>に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p><u>2 指数先物取引</u>における最終決済期日前に<u>特別清算指数又は特別清算数値</u>に誤り</p> | <p>私は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業を行う対象とする市場デリバティブ取引（通貨に係るものを除く。）（以下「先物・オプション取引」という。）の特徴、制度の仕組み等取引に関し、貴から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において先物・オプション取引の委託を行います。つきましては、貴に先物・オプション取引口座を設定するに際し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）その他の法令、先物・オプション取引が行われる金融商品市場を開設する金融商品取引所（第10条第3項並びに第4項第1号及び第2号を除き、以下単に「金融商品取引所」という。）の定款、業務規程、受託契約準則、取引参加者規程、清算・決済規程、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）、その他諸規則及び決定事項、クリアリング機構の業務方法書、金利スワップ取引業務方法書、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則及び決定事項並びに慣行中、先物・オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、金融商品取引所の定款、業務規程、受託契約準則及び先物・オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例、取引参加者規程、清算・決済規程、証拠金規則並びにクリアリング機構の業務方法書及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則において定めるところに従います。</p> <p>（最終清算指数等の変更等） 第10条 <u>指数先物取引</u>における最終決済期日前に<u>特別清算指数又は特別清算数値</u>に誤りがあると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。</p> <p>（新設）</p> |

があると認められた場合において、金融商品取引所が当該金融商品取引所の規則に基づき、その変更を行ったときは、その措置に従うこと。

3 (略)

4 私が、金利先物取引、指数先物取引又は指数オプション取引において、TONA又は指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）、日本銀行及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

2 (略)

3 私が、指数先物取引又は指数オプション取引において、指数の算出若しくは配信の不能、遅延若しくは誤り又は最終清算指数、最終清算数値、オプション清算指数若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても、貴、金融商品取引所（指数の対象である有価証券を上場する金融商品取引所を含む。以下この項において同じ。）及び指数の算出者（当該算出者から指数の算出に関して業務委託を受けた者を含む。）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし、貴又は金融商品取引所に故意又は重過失が認められる場合にあっては、当該故意又は重過失が認められる者に対する請求はこの限りではない。

4 (略)

Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>I/We fully understand the explanation your company has given me/us regarding the features, mechanism of the system and other relevant matters of exchange derivatives transactions (excluding those related to currencies) for which Japan Securities Clearing Corporation (hereinafter referred to as "JSCC") provides Financial Instruments Obligation Assumption Services as a Financial Instruments Clearing Organization (hereinafter collectively referred to as "Futures/Options Trading"), and I/we will entrust Futures/Options Trading with your company on my/our own judgment and responsibility. In setting up a Futures/Options Trading Account (hereinafter referred to as the "Account") with your company, I/we hereby agree to abide by provisions related to conditions for Futures/Options Trading, out of the Financial Instruments and Exchange Act (Act No. 25 of 1948, hereinafter referred to as the "Act" and other laws and regulations; the Articles of Incorporation (Teikan), the Business Regulations (Gyoumu Kitei), the Brokerage Agreement Standards (Jutaku Keiyaku Junsoku), the Trading Participant Regulations (Torihiki Sankasha Kitei), the Clearing and Settlement Regulations (Seisan Kessai Kitei), Rules on Margin and Transfer of Unsettled Contracts Pertaining to Futures/Options Trading (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Shokokin Oyobi Mikessaiyakujo No Hikitsugi Tou Ni Kansuru Kisoku), (hereinafter referred to as the "Margin Rules") and other rules and the decisions of the Financial Instruments Exchange which establishes the financial instruments market where Futures/Options Trading is conducted (hereinafter referred to as "Financial Instruments Exchange," except in Article 10, <u>Paragraph 4 and Paragraph 5</u>, Items 1 and 2); the Business Rules (Gyoumu Hohosho), the Interest Rate Swap Clearing Business Rules (Kinri Swap Torihiki Gyoumu Hohosho), the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Torihiki Shokokin Tou Ni Kansuru Kisoku) and the decisions of JSCC; and practices, and hereby further acknowledge and agree to the terms and conditions provided in the following articles, and in witness whereof,</p> | <p>I/We fully understand the explanation your company has given me/us regarding the features, mechanism of the system and other relevant matters of exchange derivatives transactions (excluding those related to currencies) for which Japan Securities Clearing Corporation (hereinafter referred to as "JSCC") provides Financial Instruments Obligation Assumption Services as a Financial Instruments Clearing Organization (hereinafter collectively referred to as "Futures/Options Trading"), and I/we will entrust Futures/Options Trading with your company on my/our own judgment and responsibility. In setting up a Futures/Options Trading Account (hereinafter referred to as the "Account") with your company, I/we hereby agree to abide by provisions related to conditions for Futures/Options Trading, out of the Financial Instruments and Exchange Act (Act No. 25 of 1948, hereinafter referred to as the "Act" and other laws and regulations; the Articles of Incorporation (Teikan), the Business Regulations (Gyoumu Kitei), the Brokerage Agreement Standards (Jutaku Keiyaku Junsoku), the Trading Participant Regulations (Torihiki Sankasha Kitei), the Clearing and Settlement Regulations (Seisan Kessai Kitei), Rules on Margin and Transfer of Unsettled Contracts Pertaining to Futures/Options Trading (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Shokokin Oyobi Mikessaiyakujo No Hikitsugi Tou Ni Kansuru Kisoku), (hereinafter referred to as the "Margin Rules") and other rules and the decisions of the Financial Instruments Exchange which establishes the financial instruments market where Futures/Options Trading is conducted (hereinafter referred to as "Financial Instruments Exchange," except in Article 10, <u>Paragraph 3 and Paragraph 4</u>, Items 1 and 2); the Business Rules (Gyoumu Hohosho), the Interest Rate Swap Clearing Business Rules (Kinri Swap Torihiki Gyoumu Hohosho), the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts (Sakimono Option Torihiki Ni Kakaru Torihiki Shokokin Tou Ni Kansuru Kisoku) and the decisions of JSCC; and practices, and hereby further acknowledge and agree to the terms and conditions provided in the following articles, and in witness whereof,</p> |

submit this Agreement to your company. The terms used herein shall have the same meaning as the terms defined in the Articles of Incorporation, the Business Regulations, the Brokerage Agreement Standards, the special regulations for such rules concerning Futures/Options Trading, Trading Participant Regulations, the Clearing and Settlement Regulations and the Margin Rules of the Financial Instruments Exchange, and the Business Rules and the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts.

Article 10. (Changes to Final Settlement Index Value, etc.)

In the event that the Financial Instruments Exchange, prior to the final settlement date for Interest Rate Futures Trading, finds any error in the final settlement price and changes such index or value pursuant to its rules, I/we shall comply with such a change.

2. In the event that the Financial Instruments Exchange, prior to the final settlement date for Index Futures Trading, finds any error in the special settlement index value or the special quotation and changes such index or value pursuant to its rules, I/we shall comply with such a change.

3. (略)

4. Even if I/we sustain any loss in Interest Rate Futures Trading, Index Futures Trading or Index Options Trading due to an inability, delay, or error in computing or distributing TONA or index, or a change in the final settlement index value, the final settlement price, option settlement index value or option settlement price, I/we shall not make any claim for damages against your company, the Financial Instruments Exchange (including a financial instruments exchange(s) on which the securities that are components of the index are listed; the same shall apply in this paragraph), the Bank of Japan or the person who has calculated the index (including the person sub-contracted to calculate the index); provided, however, that in cases where willful intention or gross negligence is deemed to exist at your company or the Financial Instruments Exchange, this shall not apply to claim for damages against your company or such exchange.

submit this Agreement to your company. The terms used herein shall have the same meaning as the terms defined in the Articles of Incorporation, the Business Regulations, the Brokerage Agreement Standards, the special regulations for such rules concerning Futures/Options Trading, Trading Participant Regulations, the Clearing and Settlement Regulations and the Margin Rules of the Financial Instruments Exchange, and the Business Rules and the Rules on Margins, etc. for Futures and Option Contracts.

Article 10. (Changes to Final Settlement Index Value, etc.)

In the event that the Financial Instruments Exchange, prior to the final settlement date for Index Futures Trading, finds any error in the special settlement index value or the special quotation and changes such index or value pursuant to its rules, I/we shall comply with such a change.

(新設)

2. (略)

3. Even if I/we sustain any loss in Index Futures Trading or Index Options Trading due to an inability, delay, or error in computing or distributing index, or a change in the final settlement index value, the final settlement price, option settlement index value or option settlement price, I/we shall not make any claim for damages against your company, the Financial Instruments Exchange (including a financial instruments exchange(s) on which the securities that are components of the index are listed; the same shall apply in this paragraph) or the person who has calculated the index (including the person sub-contracted to calculate the index); provided, however, that in cases where willful intention or gross negligence is deemed to exist at your company or the Financial Instruments Exchange, this shall not apply to claim for damages against your company or such exchange.

5. (略)

Supplementary Provisions (May 29, 2023)

1. The amended provisions shall become effective as of May 29, 2023.
2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, where Osaka Exchange, Inc. deems it inappropriate to implement the amended provisions from May 29, 2023 due to any malfunction in the operation of the trading systems or any other unavoidable reason, the amended provisions shall become effective as of the date stipulated by Osaka Exchange, Inc. subsequent to said date.

Dated: / /

[In the case of signature:]

ENTRUSTING PARTY (We, Our, Us) :
(Address)

By:

(Name)
(Title)

[In the case of company seal:]

ENTRUSTING PARTY (We, Our, Us) :
(Name/Trade Name)
(Address)

Affix Seal

4. (略)

Dated: / /

[In the case of signature:]

ENTRUSTING PARTY (We, Our, Us) :
(Address)

By:

(Name)
(Title)

[In the case of company seal:]

ENTRUSTING PARTY (We, Our, Us) :
(Name/Trade Name)
(Address)

Affix Seal

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（<u>業務規程第5条第1号に掲げる指数を対象とする指数先物取引（同第6条第1号に規定するMicro取引に限る。）</u>、同第5条第10号に掲げる指数を対象とする指数先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。以下同じ。）を行う市場（以下「J-NET市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(J-NET取引の取引時間)</p> <p>第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>金利先物取引</u> <u>午前8時20分から午後3時15分まで及び午後3時25分から翌日の午前6時まで</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引</u> <u>午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から5時30分まで（権利行使により権利行使価格と現実価格（業務規程第3条第3号に規定する現実価格をいう。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引が成立するもの</u><u>については、取引最終日の終了する日における取引時間を午前8時20分から午後3時までとする。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、本所の市場（本所の開設する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）のうち立会によらない市場デリバティブ取引（<u>業務規程第5条第10号に掲げる指数を対象とする指数先物取引及び取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例第1条第1項に規定する取引所外国為替証拠金取引を除く。</u>以下同じ。）を行う市場（以下「J-NET市場」という。）における市場デリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(J-NET取引の取引時間)</p> <p>第4条 J-NET取引の取引時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分ごとに、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>フレックス限月取引に係る有価証券オプション取引</u> <u>午前8時20分から午後4時まで及び午後4時15分から5時30分まで（権利行使日における対象指数の最終の数値をオプション清算数値とするもの</u><u>については、取引最終日の終了する日における取引時間を午前8時20分から午後3時までとする。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> |

(J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示)

第4条の2 J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均Largeオプション
1,000円を1円として行う。

(1)の2 日経平均Miniオプション
100円を1円として行う。

(2)～(5) (略)

(J-NET取引の停止)

第8条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、第2条第2号から第4号までに掲げる取引の区分ごとにJ-NET取引(第1号にあつては国債証券先物取引、第1号の2にあつては金利先物取引、第2号にあつては指数先物取引、第2号の2にあつては商品先物取引、第3号から第5号までにあつては有価証券オプション取引、第6号にあつては国債証券先物オプション取引、第7号にあつては指数オプション取引、第7号の2にあつては商品先物オプション取引に限る。)を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 業務規程第32条の規定により、立会による金利先物取引の停止が行われた場合

(2)～(9) (略)

(委託の際の指示事項等)

第11条 顧客がJ-NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ-NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第3号に掲げる事項の指示があったものとみなす。

(1) (略)

(2) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a (略)

aの2 金利先物取引

(a) 取引対象金融指標

(b) 限月取引

b～d (略)

(J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示)

第4条の2 J-NET取引の指数オプション取引における値段の表示は、次の各号に掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均オプション
1,000円を1円として行う。

(新設)

(2)～(5) (略)

(J-NET取引の停止)

第8条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、第2条第2号から第4号までに掲げる取引の区分ごとにJ-NET取引(第1号にあつては国債証券先物取引、第2号にあつては指数先物取引、第2号の2にあつては商品先物取引、第3号から第5号までにあつては有価証券オプション取引、第6号にあつては国債証券先物オプション取引、第7号にあつては指数オプション取引、第7号の2にあつては商品先物オプション取引に限る。)を停止することができる。

(1) (略)

(新設)

(2)～(9) (略)

(委託の際の指示事項等)

第11条 顧客がJ-NET取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。ただし、顧客があらかじめ指定した方法に従いJ-NET取引の決済を行うことについて、取引参加者が同意している場合には、第3号に掲げる事項の指示があったものとみなす。

(1) (略)

(2) 次のaからfまでの市場デリバティブ取引の区分に従い、当該区分に定める事項

a (略)

(新設)

b～d (略)

| | |
|---|--|
| <p>e 指数オプション取引 (a) ・ (b) (略) <u>(c) 日経平均に係る指数オプションについては、日経平均Largeオプション又は日経平均Miniオプションの別</u> <u>(d) (略)</u> <u>(e) (略)</u> <u>(f) (略)</u> f (略) (3) ～ (8) (略) 2 ～ 4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p> | <p>e 指数オプション取引 (a) ・ (b) (略) (新設)</p> <p><u>(c) (略)</u> <u>(d) (略)</u> <u>(e) (略)</u> f (略) (3) ～ (8) (略) 2 ～ 4 (略)</p> |
|---|--|

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、清算・決済規程第31条第1項及び受託契約準則第12条の規定に基づき、<u>国債証券先物取引、金利先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>、<u>商品先物取引</u>、<u>有価証券オプション取引</u>、<u>国債証券先物オプション取引</u>、<u>指数オプション取引</u>及び<u>商品先物オプション取引</u>（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「先物取引」とは、本所が開設する取引所金融商品市場における<u>国債証券先物取引</u>、<u>金利先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>又は<u>商品先物取引</u>をいう。</p> <p>2～22 (略)</p> <p>(受入証拠金の総額等の計算方法)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 顧客の現金授受予定額は、一の日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（<u>国債証券先物取引</u>については、<u>受託契約準則第14条の2の3</u>第1項又は第2項に規定する<u>国債証券先物取引</u>の決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（<u>有価証券オプション取引</u>については、同第17条第1項に規定する取引代金及び同条第2項に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとし、<u>指数オプション取引</u>については、同第27条に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、清算・決済規程第31条第1項及び受託契約準則第12条の規定に基づき、<u>国債証券先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>、<u>商品先物取引</u>、<u>有価証券オプション取引</u>、<u>国債証券先物オプション取引</u>、<u>指数オプション取引</u>及び<u>商品先物オプション取引</u>（以下「先物・オプション取引」という。）に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等について、必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「先物取引」とは、本所が開設する取引所金融商品市場における<u>国債証券先物取引</u>、<u>指数先物取引</u>又は<u>商品先物取引</u>をいう。</p> <p>2～22 (略)</p> <p>(受入証拠金の総額等の計算方法)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 顧客の現金授受予定額は、一の日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（<u>国債証券先物取引</u>については、<u>受託契約準則第14条の2</u>第1項又は第2項に規定する<u>国債証券先物取引</u>の決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（<u>有価証券オプション取引</u>については、同第17条第1項に規定する取引代金及び同条第2項に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとし、<u>指数オプション取引</u>については、同第27条に規定する決済のために授受する金銭の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘</p> |

一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

- 3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（現金決済先物取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（現金決済先物取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差益に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委

柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

- 3 計算上の損益額は、顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定（取引最終日における取引が終了した限月取引に係る未決済約定を除く。以下同じ。）について、当該未決済約定に係る約定値段（現金決済先物取引にあっては、約定数値。以下同じ。）と計算する日の清算値段（現金決済先物取引にあっては、清算数値。以下同じ。）との差益に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあっては10万円）を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に東証株価指数に係るLarge取引、RNP指数、東証銀行業株価指数、日経平均VI及びCME原油等指数に係るものにあつては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指数に係るMini取引、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証REIT指数、日経平均・配当指数及び日経平均トータルリターン・インデックスに係るものにあつては1,000円、日経平均に係るMini取引、JPX日経インデックス400、NYダウ、台湾加権指数及びFTSE中国50インデックスに係るものにあつては100円を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく利益に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差益に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るも

託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円）を乗じて得た額をいう。）顧客の委託に基づく金利先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日の清算数値との差損に25万円を乗じて得た額をいう。）、顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に業務規程第29条第2号に規定する取引単位を取引対象指数の数値で除して得た額を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額並びに第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

のにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額から、当該顧客の委託に基づく国債証券先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の委託に基づく未決済約定について、当該未決済約定に係る約定値段と計算する日の清算値段との差損に1億円の100分の1（超長期国債標準物に係る現物先物取引及び現金決済先物取引にあつては10万円）を乗じて得た額をいう。）、当該顧客の委託に基づく指数先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額（当該顧客の未決済約定について、当該未決済約定に係る約定数値と計算する日に終了する取引日の清算数値との差損に東証株価指数に係るLarge取引、RNP指数、東証銀行業株価指数、日経平均VI及びCME原油等指数に係るものにあつては1万円、日経平均に係るLarge取引、東証株価指数に係るMini取引、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証REIT指数、日経平均・配当指数及び日経平均トータルリターン・インデックスに係るものにあつては1,000円、日経平均に係るMini取引、JPX日経インデックス400、NYダウ、台湾加権指数及びFTSE中国50インデックスに係るものにあつては100円を乗じて得た額をいう。）及び顧客の委託に基づく商品先物取引の相場の変動に基づく損失に相当する額金の現物先物取引に係るものにあつては1,000円、白金の現物先物取引及びパラジウムの取引に係るものにあつては500円、銀の取引に係るものにあつては1万円、金の限月現金決済先物取引、金の限日現金決済先物取引、白金の限月現金決済先物取引、白金の限日現金決済先物取引に係るものにあつては100円、RSS3号及びTSR20番の取引に係るものにあつては5,000円、一般大豆の取引に係るものにあつては25円、小豆の取引に係るものにあつては80円、とうもろこしの取引に係るものにあつては50円を乗じて得た額をいう。）の合計額及び第36条の規定により払出しを行った場合の当該払出額の合計額を差し引いて得た損益額とする。この場合における約定値段及び約定数値には、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取

引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価を用いることができる。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(新たな限月取引の取引開始時刻)</p> <p>第4条 規程第4条の4第4項及び第5項、<u>第4条の6第4項</u>、第7条第5項第1号本文及び第2号、第7条の5第4項、第10条の2、第13条の3第2項及び第3項、第15条第3項第1号及び第2号並びに第16条の3第2項に規定する本所が定める時刻は、午前8時20分とし、同第7条第5項第1号ただし書、第10条第3項第2号及び第15条第3項第3号に規定する本所が定める時刻は、本所がその都度指定する時刻とする。</p> <p>(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格(フレックス限月取引に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>日経平均Largeオプション</u> 各限月取引の取引開始日の前日における<u>250円刻みの日経平均設定基準値</u>(その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値)をいう。以下同じ。)及び当該250円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各16種類の250円の整数倍の数値とする。</p> <p>(1)の2 <u>日経平均Miniオプション</u> 各限月取引の取引開始日の前日における<u>125円刻みの日経平均設定基準値</u>(その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値(当該</p> | <p>(新たな限月取引の取引開始時刻)</p> <p>第4条 規程第4条の4第4項及び第5項、第7条第5項第1号本文及び第2号、第7条の5第4項、第10条の2、第13条の3第2項及び第3項、第15条第3項第1号及び第2号並びに第16条の3第2項に規定する本所が定める時刻は、午前8時20分とし、同第7条第5項第1号ただし書、第10条第3項第2号及び第15条第3項第3号に規定する本所が定める時刻は、本所がその都度指定する時刻とする。</p> <p>(指数オプション取引に係る権利行使価格の設定)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 規程第16条第2項各号の規定により設定する権利行使価格(フレックス限月取引に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>日経平均オプション</u></p> <p>a <u>通常限月取引</u> 各通常限月取引の取引開始日の前日における<u>250円刻みの日経平均設定基準値</u>(その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値)をいう。以下同じ。)及び当該250円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各16種類の250円の整数倍の数値とする。</p> <p>b <u>週次設定限月取引</u> 各週次設定限月取引の取引開始日の前日における<u>125円刻みの日経平均設定基準値</u>(その日の最終の日経平均の数値に最も近接する125円の整数倍の数値(当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値)をいう。以下同じ。)及び当該125円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各24種類の125円の整数倍の数値とする。</p> <p>(新設)</p> |

数値が2種類ある場合は、高い方の数値)をいう。以下同じ。)及び当該125円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各24種類の125円の整数倍の数値とする。

(2)・(3) (略)

3 規程第16条第3項の規定により設定する権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。

(1) 日経平均Largeオプション
指数オプション取引における日経平均の数値につき、1,000円刻みで設定する1,000円の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

(2) 日経平均Miniオプション
指数オプション取引における日経平均の数値につき、1,000円刻みで設定する1,000円の整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

(3) 東証株価指数オプション
指数オプション取引における東証株価指数の数値につき、100ポイント刻みで設定する100ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

(4) JPX日経インデックス400オプション
指数オプション取引におけるJPX日経インデックス400の数値につき、1,000ポイント刻みで設定する1,000ポイントの整数倍の数値とし、本所が定めるところにより設定する。

4 規程第16条第5項各号の規定により追加で設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均Largeオプション
次のaからcまでに掲げる場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経

(2)・(3) (略)
(新設)

3 規程第16条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経平均オプション
次のa及びbに掲げる限月取引の区分に従い、当該a又はbに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該a又はbに定める方法により設定するものとする。

a 通常限月取引
(a) 各通常限月取引について、当該通常限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日(休業日に当

平均刻み変更日」という。)の2日前(休業日を除外する。以下同じ。)の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。)が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

たるときは、順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。)の2日前(休業日を除外する。以下同じ。)の日までに、毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。)が15種類以下となった場合

当該通常限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(b) 各通常限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該通常限月取引について、当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値及び当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して上下各16種類となるまで、当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで設定する。

(c) 各通常限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。)が15種類以下となった場合

当該通常限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日

b 各限月取引について、日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

c 各限月取引について、日経平均刻み変更日以降の日に、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が15種類以下となった場合

当該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(1) の2 日経平均Miniオプション

各限月取引について、毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が23種類以下となったときは、その翌日の午前8時に、当

経平均設定基準値から125円刻みで連続して16種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

b 週次設定限月取引

毎日の125円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して設定されているものに限る。）が23種類以下となった場合

当該週次設定限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して24種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(新設)

(新設)

該限月取引について、当該125円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該125円刻みの日経平均設定基準値から125円刻みで連続して24種類となるまで、既存の権利行使価格から125円刻みで設定する。

(2)・(3) (略)

5 (略)

6 規程第16条第6項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第16条第2項第1号b、第2号b、第3号b、第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

7 (略)

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

0.25ポイントとする。

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

基準値段に100分の8を乗じて得た数値(呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。

b～g (略)

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション

3月1日に終了する取引日、6月1日に終了する取引日、9月1日に終了する取引日及び12月1日に終了する取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における当該指数オプション取引の対象

(2)・(3) (略)

4 (略)

5 規程第16条第4項の規定によりフレックス限月取引に設定する新たな権利行使価格については、規程第16条第2項第1号c、第2号b、第3号b、第4号及び第5号の規定を準用する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

6 (略)

(呼値の制限値幅)

第16条 (略)

2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。

(1) (略)

(新設)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

基準値段に100分の8を乗じて得た数値(呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。

b～g (略)

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション

3月1日に終了する取引日、6月1日に終了する取引日、9月1日に終了する取引日及び12月1日に終了する取引日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)の25日前の応当日(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)に終了する取引日から起算して20日間における当該指数オプション取引の対象

指数と同一の取引対象指数ごとの中心限月取引（当該取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の基準値段の平均値（「指数オプション取引制限値幅算定基準値」という。以下この号及び次項第4号において同じ。）に、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定める値を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあつては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあつては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第4号において同じ。）とする。

a 日経平均Largeオプション及び日経平均Miniオプション

| 基準値段 | 指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値 |
|------|-------------------------|
| (略) | (略) |

b・c (略)

(5)の2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

a 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合

呼値の制限値幅の下限について、0.5ポイントを基準値段から減じて得た値段に変更する。

b 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の下限について、0.75ポイントを基準値段から減じて得た値段に変更する。

c 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合

指数と同一の取引対象指数ごとの中心限月取引（当該取引対象指数が当該中心限月取引と同一の指数先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。）に係る毎取引日の基準値段の平均値（「指数オプション取引制限値幅算定基準値」という。以下この号及び次項第4号において同じ。）に、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定める値を乗じて得た数値（日経平均に係るものにあつては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げ、東証株価指数に係るものにあつては0.5ポイントの整数倍の数値ではないときは、0.5ポイントの整数倍の数値に切り下げ、JPX日経インデックス400に係るものにあつては5ポイントの整数倍の数値でないときは、5ポイントの整数倍の数値に切り下げる。次項第4号において同じ。）とする。

a 日経平均オプション

| 基準値段 | 指数オプション取引制限値幅算定基準値に乘じる値 |
|------|-------------------------|
| (略) | (略) |

b・c (略)

(5)の2 (略)

3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(新設)

呼値の制限値幅の上限について、
0.5ポイントを基準値段に加えて得
た値段に変更する。

d 当取引日において呼値の制限値幅の
上限を1回拡大している場合

呼値の制限値幅の上限について、
0.75ポイントを基準値段に加えて
得た値段に変更する。

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日
経インデックス400、東証マザーズ
指数、RNP指数、TOPIX Co
re 30、東証銀行業株価指数、東証
REIT指数、S&P/JPX 50
0 ESGスコア・ティルト指数（傾
斜0.5）、FTSE JPXネット
ゼロ500インデックス及び日経気候
変動指数

(a) ~ (d) (略)

b ~ f (略)

(2) の2 ~ (4) の2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値
段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ
取引の区分ごとに、当該各号に定める値段
とする。

(1) (略)

(1) の2 金利先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値
(クリアリング機構が金利先物取引の清
算数値として定める数値をいう。以下こ
の号において同じ。)とする。ただし、
前取引日に当該限月取引の清算数値がな
い場合は、当該限月取引の直前に取引最
終日を迎える限月取引の清算数値とす
る。

(2) 指数先物取引

a Mini取引及びMicro取引を
除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値
(クリアリング機構が指数先物取引の
清算数値として定める数値をいう。以
下この号において同じ。)とする。た
だし、前取引日に当該限月取引の清算
数値がない場合は、日経平均、東証株
価指数、JPX日経インデックス400、
東証マザーズ指数、RNP指数、
TOPIX Core 30、東証銀行
業株価指数、東証REIT指数、S&
P/JPX 500 ESGスコア・
ティルト指数（傾斜0.5）、FTS

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日
経インデックス400、東証マザーズ
指数、RNP指数、TOPIX Co
re 30、東証銀行業株価指数及び東
証REIT指数

(a) ~ (d) (略)

b ~ f (略)

(2) の2 ~ (4) の2 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する基準値
段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ
取引の区分ごとに、当該各号に定める値段
とする。

(1) (略)

(新設)

(2) 指数先物取引

a Mini取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値
(クリアリング機構が指数先物取引の
清算数値として定める数値をいう。以
下同じ。)とする。ただし、前取引日
に当該限月取引の清算数値がない場合
は、日経平均、東証株価指数、JPX
日経インデックス400、東証マザー
ズ指数、RNP指数、TOPIX Co
re 30、東証銀行業株価指数及び
東証REIT指数にあっては別表2に
より算出した理論価格（当該理論価格
が呼値の単位の整数倍でないときは、

E J P X ネットゼロ 5 0 0 インデックス及び日経気候変動指数にあつては別表 2 により算出した理論価格（当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段））、N Y ダウ、台湾加権指数、F T S E 中国 5 0 インデックス、日経平均 V I、日経平均・配当指数及び C M E 原油等指数にあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b M i n i 取引及び M i c r o 取引

当該限月取引と取引最終日を同一とする L a r g e 取引の限月取引に係る基準値段と同一とする。ただし、対応する L a r g e 取引の限月取引がない場合は、前 a の規定により算出した数値とする。

(2) の 2 (略)

(3) 有価証券オプション取引

前日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が有価証券オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下この号において同じ。）とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

(4) 国債証券先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が国債証券先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下この号において同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、その日における国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引の基準値段から本所が算出した理論価格とする。

(5) 指数オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が指数オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下この号において同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

(5) の 2 商品先物オプション取引

当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段（該当する値段が二つある場合は、高い方の値段）、N Y ダウ、台湾加権指数、F T S E 中国 5 0 インデックス、日経平均 V I、日経平均・配当指数及び C M E 原油等指数にあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b M i n i 取引

当該限月取引と取引最終日を同一とする L a r g e 取引の限月取引に係る基準値段と同一とする。ただし、対応する L a r g e 取引の限月取引がない場合は、前 a の規定により算出した数値とする。

(2) の 2 (略)

(3) 有価証券オプション取引

前日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が有価証券オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前日に当該銘柄の清算価格がない場合及び当日がオプション対象証券の売買に係る権利落の期日である場合は、当日の指定市場におけるオプション対象証券の基準値段等から本所が算出した理論価格とする。

(4) 国債証券先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が国債証券先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、その日における国債証券先物オプション取引の権利行使対象先物限月取引の基準値段から本所が算出した理論価格とする。

(5) 指数オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が指数オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

(5) の 2 商品先物オプション取引

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が商品先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下この号において同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の限月を同一とする金の現物先物取引の清算値段等から本所が算出した理論価格とする。

6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2 規程第33条第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定は、金利先物取引、指数先物取引（日経平均V I及び日経平均・配当指数を対象とする指数先物取引を除く。）及び商品先物取引（貴金属市場に係るものに限る。）について準用する。この場合において、「1回」とあるのは「2回」と読み替えるものとする。

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) (略)

(1)の2 金利先物取引

0.025ポイントとする。

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d (略)

(2)の2～(5)の2 (略)

5 (略)

前取引日の当該銘柄の清算価格（クリアリング機構が商品先物オプション取引の清算価格として定める価格をいう。以下同じ。）とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の限月を同一とする金の現物先物取引の清算値段等から本所が算出した理論価格とする。

6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2 規程第33条第1項ただし書に規定する本所が定める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定は、指数先物取引（日経平均V I及び日経平均・配当指数を対象とする指数先物取引を除く。）及び商品先物取引（貴金属市場に係るものに限る。）について準用する。この場合において、「1回」とあるのは「2回」と読み替えるものとする。

(4)・(5) (略)

3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) (略)

(新設)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数

規程第33条第6項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d (略)

(2)の2～(5)の2 (略)

5 (略)

6 規程第33条第6項に規定する本所が適当と認める時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める時間とする。

(1) 国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引
30秒とする。ただし、祝日取引においては60秒とする。

(2) (略)

(金利先物取引における最終清算数値)

第21条の5 規程第34条の12第1項に規定する本所が定める数値は、別表2の2により算出した数値とする。

(特別清算数値算出に係る値段)

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数及び日経気候変動指数

a・b (略)

c 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、配当（剰余金配当をいう。第2号cにおいて同じ。）落のみに係る日を除く。第3号bにおいて同じ。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条の2の規定により定める日をいう。第3号bにおいて同じ。）以後の日において約定値段がない場合は、前bの規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(2) RNP指数

a・b (略)

c 主たる取引所金融商品市場における当該銘柄の直近の配当落等の期日（配

6 規程第33条第6項に規定する本所が適当と認める時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める時間とする。

(1) 国債証券先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引

30秒とする。ただし、祝日取引においては60秒とする。

(2) (略)

(新設)

(特別清算数値算出に係る値段)

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証REIT指数及び東証銀行業株価指数

a・b (略)

c 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、配当（剰余金配当をいう。第2号cにおいて同じ。）落のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条の2の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(2) RNP指数

a・b (略)

c 主たる取引所金融商品市場における当該銘柄の直近の配当落等の期日（配

当落等の期日として主たる取引所の定める日をいい、配当落のみに係る日を除く。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日として主たる取引所が定める日以後の日において約定値段がない場合は、前bの規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(3) S & P / J P X 5 0 0 E S G
スコア・ティルト指数 (傾斜 0. 5) 及び
F T S E J P X ネットゼロ 5 0 0
インデックス

a 直近の約定値段とする。

b 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日又は株式併合後の株券の売買開始の期日以後の日において約定値段がない場合は、前aの規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

2 (略)

(理論現物価格)

第22条の3 規程第36条の17に規定する本所が別に定める数値は、別表2の3により算出した理論価格とする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

別表1

ストラテジー取引の種類等 (限月間取引)

| | | | |
|-------------------------|---|---|-------------------------------|
| ストラ テジー 取引の 種類 | ストラ テジー 買取引 により 成立す る市場 デリバ | ストラ テジー 売取引 により 成立す る市場 デリバ | ストラ テジー 値段の 算出方 法 |
|-------------------------|---|---|-------------------------------|

当落等の期日として主たる取引所の定める日をいい、配当落のみに係る日を除く。)又は株式併合後の株券の売買開始の期日として主たる取引所が定める日以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定める値段とする。

(新設)

2 (略)

(理論現物価格)

第22条の3 規程第36条の17に規定する本所が別に定める数値は、別表2の2により算出した理論価格とする。

別表1

ストラテジー取引の種類等 (限月間取引)

| | | | |
|-------------------------|---|---|-------------------------------|
| ストラ テジー 取引の 種類 | ストラ テジー 買取引 により 成立す る市場 デリバ | ストラ テジー 売取引 により 成立す る市場 デリバ | ストラ テジー 値段の 算出方 法 |
|-------------------------|---|---|-------------------------------|

| | タイプ取引 | タイプ取引 | |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| カレンダープレッド(国債証券先物取引) | (略) | (略) | (略) |
| カレンダープレッド(金利先物取引) | 期近限月取引の買付け及び期先限月取引の売付けがそれぞれ1単位成立する取引 | 期近限月取引の売付け及び期先限月取引の買付けがそれぞれ1単位成立する取引 | 期近限月取引の値段から期先限月取引の値段を減じる |
| カレンダープレッド(指数先物取引) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

(注1) ・ (注2) (略)

別表2の2

金利先物取引の最終清算数値算出に関する表

最終清算数値=100-R

$$R = \left\{ \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$$

ただし、金利参照期間の開始日が銀行休業日に当たるときは、Rは以下のとおりとする。

$$R = \left\{ \left(1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$$

(注1) 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。

R: 当該限月取引の金利参照期間における無担保コールオーバーナイト物レート(以下「TONA」という。)の日次累

| | タイプ取引 | タイプ取引 | |
|---------------------|-------|-------|-----|
| カレンダープレッド(国債証券先物取引) | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | | | |
| カレンダープレッド(指数先物取引) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

(注1) ・ (注2) (略)

(新設)

積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）

i ：当該限月取引の金利参照期間において、何番目の銀行営業日であるかを示す整数

M ：当該限月取引の金利参照期間における銀行営業日数

$TONA_i$ ： i 番目の銀行営業日付のTONAの確報値

D_i ：当該限月取引の金利参照期間において、 $TONA_i$ が適用される期間の実日数

a ：当該限月取引の金利参照期間における実日数

$TONA_0$ ：金利参照期間の開始日の前銀行営業日付のTONAの確報値

D_0 ：金利参照期間の開始日から起算した連続銀行休業日数

（注2）最終清算数値の算出にあたっては、小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

別表2の3 （略）

別表2の2 （略）

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(報告事項)</p> <p>第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 業務(金融商品取引業者にあつては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあつては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者(登録金融機関に限る。)にあつては、国債証券先物取引、金利先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者(登録金融機関に限る。)及び商品市場取引参加者(金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。)にあつては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。)を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)</p> <p>(4)～(26) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p> | <p>(報告事項)</p> <p>第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(3) 業務(金融商品取引業者にあつては金融商品取引業をいい、取引所取引許可業者にあつては取引所取引業務をいい、国債先物等取引参加者(登録金融機関に限る。)にあつては、国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る業務をいい、商品受託取引参加者(登録金融機関に限る。)及び商品市場取引参加者(金融商品取引業者及び取引所取引許可業者を除く。)にあつては商品指数先物取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引に係る業務をいう。)を休止し、又は再開したとき(認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。)</p> <p>(4)～(26) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日、喪失日又は商品先物等取引参加者の種別の変更日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。</p> <p>(1) 先物取引等取引参加者 70万円とする。ただし、各先物取引等取引参加者が、次のa、b又はcに掲げる場合には、当該a、b又はcに定める額を控除した額とする。</p> <p>a 前月の本所の市場における取引において国債証券先物取引、<u>金利先物取引</u>及び国債証券先物オプション取引に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)を行わなかった場合 20万円</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、次の各号に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 金利先物取引</u> <u>取引数量</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者(業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。)が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 金利先物取引</u> 5円</p> <p>(2) 指数先物取引</p> | <p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 基本料の額(月額)は、次の各号に掲げる取引参加者の区分に従い、当該各号に定める額とする。なお、取引参加者の取引資格の取得日、喪失日又は商品先物等取引参加者の種別の変更日の属する月の基本料は、日割をもって計算する。</p> <p>(1) 先物取引等取引参加者 70万円とする。ただし、各先物取引等取引参加者が、次のa、b又はcに掲げる場合には、当該a、b又はcに定める額を控除した額とする。</p> <p>a 前月の本所の市場における取引において国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引に係る注文(訂正及び取消注文を含む。以下同じ。)を行わなかった場合 20万円</p> <p>b・c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 取引手数料の額は、各取引参加者の本所の市場における次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める取引数量等(以下「取引手数料の算出の基準」という。)に取引手数料率を乗じて算出した額の総額とし、次の各号に掲げる取引に係る取引手数料率は、当該取引の対象ごとに、別表1に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者(業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。)が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> |

次のaからeまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからeまでに定める金額とする。

- a 日経平均
(a) (略)
(b) Mini取引及びMicro取引 1円
- b 東証株価指数
(a) Large取引 5円
(b) Mini取引 1円
- c RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、台湾加権指数、FTSE中国50インデックス、日経平均VI、日経平均トータルリターン・インデックス、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5))、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数 5円
- d (略)
e (略)

(2) の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。

- a 日経平均Largeオプション、東証株価指数オプション、JPX日経インデックス400オプション及び東証銀行業株価指数オプション 5円
- b 日経平均Miniオプション及び東証REIT指数オプション 1円

(6) (略)

6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

次のaからdまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからdまでに定める金額とする。

- a 日経平均及び東証株価指数
(a) (略)
(b) Mini取引 1円

(新設)

b RNP指数、東証銀行業株価指数、NYダウ、台湾加権指数、FTSE中国50インデックス、日経平均VI及び日経平均トータルリターン・インデックス 5円

c (略)

d (略)

(2) の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のa及びbに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該a及びbに定める金額とする。

- a 日経平均オプション、東証株価指数オプション、JPX日経インデックス400オプション及び東証銀行業株価指数オプション 5円
- b 東証REIT指数オプション 1円

(6) (略)

6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項(J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。)又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「取引所FX取引特例」という。)第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。

(1) (略)

(1) の 2 金利先物取引 70円

(2) 指数先物取引

次の a から i までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から i までに定める金額とする。

a 日経平均

(a) ・ (b) (略)

(c) Micro取引 1円10銭

b～g (略)

h 日経平均トータルリターン・インデックス、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数 110円

i (略)

(2) の 2～(4) (略)

(5) 指数オプション

次の a から d までに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該 a から d までに定める率又は金額とする。

a 日経平均Largeオプション
万分の5.0

b 日経平均Miniオプション 4円

c (略)

d (略)

(5) の 2 ・ (6) (略)

7～9 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

(1) (略)

(新設)

(2) 指数先物取引

次の a から i までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から i までに定める金額とする。

a 日経平均

(a) ・ (b) (略)

(新設)

b～g (略)

h 日経平均トータルリターン・インデックス 110円

i (略)

(2) の 2～(4) (略)

(5) 指数オプション

次の a から c までに掲げる取引対象オプションの区分に従い、当該 a から c までに定める率又は金額とする。

a 日経平均オプション
(a) 通常限月取引及びフレックス
限月取引 万分の5.0

(b) 週次設定限月取引 40円

(新設)

b (略)

c (略)

(5) の 2 ・ (6) (略)

7～9 (略)

別表1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等
取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

| 取引の区分 | 取引対象の区分 | 算出の基準 | 取引手数料率等 |
|------------------------------|---|-------|--|
| 国債証券先物取引 (現金決済先物取引に限る。) | (略) | | |
| 金利先物取引 | TONA 3か月金利に係る 金融指標 | 取引数量 | 売付け又は買付け ごとに 1取引単位につき 70円 |
| 指数先物取引 (Mini取引及びMicro取引を除く。) | (略) | (略) | (略) |
| | 日経平均 トータル リターン・イン デックス、S& P/J P X 50 0 E S Gスコ ア・ティ ルト指数 (傾斜 0. 5)、F T S E J P X ネット ゼロ5 00イン デックス 及び日経 気候変動 指数 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) |

| 取引の区分 | 取引対象の区分 | 算出の基準 | 取引手数料率等 |
|----------------------------|---------------------------------|-------|---------|
| 国債証券先物取引 (現金決済先物取引に限る。) | (略) | | |
| (新設) | | | |
| 指数先物取引 (Mini取引を除く。) | (略) | (略) | (略) |
| | 日経平均 トータル リターン・イン デックス | (略) | (略) |
| | (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|----------------------|----------------|------|--------------------------|
| 指数先物取引 (Mini取引に限る。) | (略) | (略) | (略) |
| 指数先物取引 (Micro取引に限る。) | 日経平均 | 取引数量 | 売付け又は買付けごとに1取引単位につき1円10銭 |
| (略) | | | |
| 指数オプション取引 | 日経平均Largeオプション | (略) | (略) |
| | 日経平均Miniオプション | (略) | 売付け又は買付けごとに1取引単位につき4円 |
| | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

(注1) ~ (注4) (略)
(注5) 日経平均Largeオプションにおいて、売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が5円未満である場合は、これを5円とし、当該取引手数料が350円を超える場合は、これを350円とする。
(注6) ・ (注7) (略)

別表2
特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率
別表1における日経平均、東証株価指数及び日経平均・配当指数を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率
(小数点以下第3位未満の端数 (第4号

| | | | |
|---------------------|-------------------------------|-----|------------------------|
| 指数先物取引 (Mini取引に限る。) | (略) | (略) | (略) |
| (新設) | | | |
| (略) | | | |
| 指数オプション取引 | 日経平均オプション (通常限月取引及びフレックス限月取引) | (略) | (略) |
| | 日経平均オプション (週次設定限月取引) | (略) | 売付け又は買付けごとに1取引単位につき40円 |
| | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | | |

(注1) ~ (注4) (略)
(注5) 日経平均オプション取引 (週次設定限月取引を除く。)において、売付け又は買付けごとの1取引単位当たりの取引手数料が5円未満である場合は、これを5円とし、当該取引手数料が350円を超える場合は、これを350円とする。
(注6) ・ (注7) (略)

別表2
特定市場デリバティブ取引に係る取引手数料率
別表1における日経平均、東証株価指数及び日経平均・配当指数を対象とする市場デリバティブ取引に係る取引手数料率
(小数点以下第3位未満の端数 (第4号

にあつては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1)～(3) (略)

(4) 日経平均Largeオプション

当該取引参加者の日経平均Largeオプション(フレックス限月取引を除く。)に係る月次平均取引代金(4か月前の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引代金(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a～d (略)

にあつては、小数点以下第8位未満の端数)があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。)は、各取引参加者について、次に掲げる区分に応じて、当該区分に定めるところによる。ただし、先物取引等取引資格を取得した日に属する月から4か月を経過するまでの間の当該取引参加者に係る取引手数料率は、本所がその都度定める。

(1)～(3) (略)

(4) 日経平均を対象とした指数オプション取引(通常限月取引及びフレックス限月取引に限る。)

当該取引参加者の日経平均を対象とした指数オプション取引(フレックス限月取引及び週次設定限月取引を除く。)に係る月次平均取引代金(4か月前の1日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に終了する取引日から2か月前の末日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日までの3か月間の取引代金(ギブアップが成立した場合は、注文執行取引参加者の取引代金とみなす。以下同じ。)の合計を3で除して得た数値(小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)をいう。以下同じ。)について、次のaからdまでにより算出した金額を当該月次平均取引代金で除して得た数値とする。

a～d (略)

取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(顧客の注文内容の確認等)</p> <p>第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 銘柄(国債証券先物取引、<u>金利先物取引</u>、指数先物取引及び商品先物取引)にあつては、限月取引又は限日取引)、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p> | <p>(顧客の注文内容の確認等)</p> <p>第3条 取引参加者は、顧客から注文を受託する際に次の事項を確認するものとする。</p> <p>(1) 銘柄(国債証券先物取引、<u>指数先物取引</u>及び商品先物取引)にあつては、限月取引又は限日取引)、売付け又は買付けの区別、値段、数量その他の顧客の注文内容</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(取引の数量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指数オプション取引のうち、日経平均Miniオプションに係る取引については、J-NET市場特例第2条第2号及び第3号に規定する本所が定める数量は、指数プットオプション又は指数コールオプション10単位とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 金利先物取引</u></p> <p><u>1ポイントの1万分の1の整数倍の値段とする。ただし、J-NET取引の基準値段から立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値を減じて得た値段(当該値段が1ポイントの1万分の1未満の場合にあつては、1ポイントの1万分の1)から、当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に100分の0.5を乗じて算出した数値をJ-NET取引の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。</u></p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数</p> <p>前aの<u>規定を準用する</u>。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と読み替えるものとする。</p> <p>c 東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、NYダウ、</p> | <p>(取引の数量)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数</p> <p>前aの<u>規定は、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証銀行業株価指数及び東証REIT指数を対象とする指数先物取引について準用する</u>。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と読み替えるものとする。</p> <p>c 東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、NYダウ、</p> |

FTSE中国50インデックス、日経平均VI、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及びCME原油等指数

aの(a)の規定を準用する。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と、「100分の8」とあるのは「100分の8（日経平均VIを対象とするものにあつては100分の20、CME原油等指数を対象とするものにあつては100分の10。）」と読み替えるものとする。

d 日経平均・配当指数及び日経気候変動指数

aの(a)の規定を準用する。この場合において、「100分の8」とあるのは「100分の8（日経平均・配当指数を対象とするものにあつては100分の10）」と読み替えるものとする。

e 日経平均トータルリターン・インデックス

aの(b)の規定を準用する。

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のaからdまでに掲げる指数オプション取引の対象の区分及び限月取引の区分に従い、当該aからdまでに定める値段とする。

a 日経平均Largeオプション

(a) 通常限月取引

1円の1万分の1の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（Large取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指数との差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数

FTSE中国50インデックス、日経平均VI及びCME原油等指数

aの(a)の規定は、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、NYダウ、FTSE中国50インデックス、日経平均VI及びCME原油等指数を対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「100分の8」とあるのは「100分の8（日経平均VIを対象とするものにあつては100分の20、CME原油等指数を対象とするものにあつては100分の10。）」と、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と読み替えるものとする。

d 日経平均・配当指数

aの(a)の規定は、日経平均・配当指数を対象とする指数先物取引について準用する。この場合において、「100分の8」とあるのは「100分の10」と読み替えるものとする。

e 日経平均トータルリターン・インデックス

aの(b)の規定は、日経平均トータルリターン・インデックスを対象とする指数先物取引について準用する。

(2)の2～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

次のaからcまでに掲げる指数オプション取引の対象の区分及び限月取引の区分に従い、当該aからcまでに定める値段とする。

a 日経平均オプション

(a) 通常限月取引及び週次設定限月取引

1円の1万分の1の整数倍の値段とする。ただし、立会における呼値の制限値幅の基準値段から対象指数の変動幅（前取引日の最終の対象指数と当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（Large取引）における直近の限月取引の直近約定数値に基づき計算する指数との差の絶対値をいう。）及び前取引日の最終の対象指数

に100分の8（直近の3限月取引以外の限月取引にあつては100分の11）を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1円の1万分の1未満の場合にあつては1円の1万分の1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日の最終の対象指数に100分の8（直近の3限月取引以外の限月取引にあつては100分の11）を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

(b) (略)

b 日経平均Miniオプション
前a (a)の規定を準用する。

c 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション

aの規定を準用する。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と、「当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（Large取引）」とあるのは「当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（東証株価指数を対象とする指数先物取引においてはLarge取引）」と読み替えるものとする。

d (略)

(6) (略)

2 (略)

3 第1項に規定するJ-NET取引の基準値段は、次の各号に掲げる取引の対象の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 国債証券先物取引、金利先物取引、指数先物取引（フレックス限月取引を除く。）及び国債証券先物オプション取引

立会における呼値の単位の整数倍の数値のうち直近の本所が計算する立会のレギュラー・セッションにおける最も優先する売呼値の値段と最も優先する買呼値の値段を加えて得た数値を2で除して得られる数値に最も近接する数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める数値とする。以下この項において「仲値」という。）又は立会における直近の約定値段（ストラテジー取引によるものを除く。以下こ

に100分の8（直近の3限月取引以外の限月取引にあつては100分の11）を乗じて算出した数値を減じて得た値段（当該値段が1円の1万分の1未満の場合にあつては1円の1万分の1）から、当該対象指数の変動幅及び前取引日の最終の対象指数に100分の8（直近の3限月取引以外の限月取引にあつては100分の11）を乗じて算出した数値を当該立会における呼値の制限値幅の基準値段に加えて得た値段までの範囲内の値段に限る。

(b) (略)

(新設)

b 東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプション

前aの規定は、東証株価指数オプション及びJPX日経インデックス400オプションについて準用する。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と、「当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（Large取引）」とあるのは「当取引日の取引対象指数を同じくする指数先物取引（東証株価指数を対象とする指数先物取引においてはLarge取引）」と読み替えるものとする。

c (略)

(6) (略)

2 (略)

3 第1項に規定するJ-NET取引の基準値段は、次の各号に掲げる取引の対象の区分に従い、当該各号に定める値段とする。

(1) 国債証券先物取引、指数先物取引（フレックス限月取引を除く。）及び国債証券先物オプション取引

立会における呼値の単位の整数倍の数値のうち直近の本所が計算する立会のレギュラー・セッションにおける最も優先する売呼値の値段と最も優先する買呼値の値段を加えて得た数値を2で除して得られる数値に最も近接する数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値。ただし、本所が適当でないと認めるときは、本所がその都度定める数値とする。以下この項において「仲値」という。）又は立会における直近の約定値段（ストラテジー取引によるものを除く。以下こ

の項において「直近約定値段」という。)に基づき本所が算出した値段とする。ただし、当取引日に仲値又は直近約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とする。

(2)・(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和5年5月29日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

の項において「直近約定値段」という。)に基づき本所が算出した値段とする。ただし、当取引日に仲値又は直近約定値段がない場合は、立会における呼値の制限値幅の基準値段とする。

(2)・(3) (略)